

出席者 藤田 耕三（東京都労委公益委員）（司会）
 菅野 和夫（中労委公益委員）
 佐藤 公一（北海道労委労働者委員）
 杉山 幸一（中労委使用者委員）
 毛塚 勝利（日本労働法学会・中央大学教授）
 宮里 邦雄（日本労働弁護団・弁護士）
 中山 慈夫（経営法曹会議・弁護士）

1 労働委員会の現状の評価及び改革を図るべき事項

（菅野）

現行法の下で労働委員会に与えられている権限、任務が果たされているのかどうか見てみると、労働争議の調整や個別労使紛争の処理については、簡易・迅速に、しかも三者構成の特色を生かしてその機能を果たしているといえる。しかし不当労働行為の審査については、簡易・迅速とはほど遠い。中労委については、JR事件でパンクしたこと、調整的機能、和解的機能が重視されて、和解中心の運営が極まり、和解に審査が従属するような形になったこと、さらに行政訴訟において命令取消率が高くなったことが、問題とされた。

2005年1月から改正労働組合法が施行されて今日で一年弱だが、こと中労委に関していえば会長、委員、事務局職員が一丸となり、めざましい変化が起こっている。公益委員会議が3部会制になり、それぞれの部会が毎回1件は命令をあげている。事務局もこれによく対応している。その他全体の審査の目標期間を設定し、この中で長期滞留事件を3年以内に半減させるという目標を立てて努力をしている。改正労働組合法施行後のこの3年間で重要であると認識しており、ここで所期の目標を達成できなければ、労働委員会としての次の展望が開けないと思われる。

（佐藤）

労働組合法改正の影響は、当事者の旅費等の費用弁償がなくなったのが大きい。また、審査計画の策定など、調査段階で周到な立証計画を作成することになったため、弁護士を代理人にするケースが増えている。これらが特に中小規模の労働組合にとって大きい負担となり、さらに再審査は東京で行うことから、不本意ながら和解せざるを得ない場合もある。せめて、再審査は中労委の地方事務所の所在地で行われることを希望する。

労働委員会の改善すべき点については、各労働委員会の事件数にあまりに差がありすぎることに懸念を抱いている。事件数の多い県の事件処理が長期化、事件数の少ない県は制度の形骸化を招くのではないか。全ての労働委員会がこの二つのパターンになったときに本当の危機だと思っている。

（杉山）

今回の改正労働組合法関係で一番大きいのは中労委での審査で3部会制をとったことである。一部公益委員の常勤化、事務局職員の増員や研修なども相まって力を発揮している。

ただ、今回の労働組合法の改正は、事件数の多い労働委員会について、いかに審査を迅速・的確に行うかという観点から行われたものだ。事件数の少ない都道府県労働委員会をどうするか、対策が何もとられていない。例えば複数の都道府県にまたがって労働委員会をブロック化する方法がありえる。また、全体としての事件数の減少については、事務局の調整や審査のラインの垣

根をなくすことや、都道府県労働委員会と地方調整委員制度との統合、さらに進めれば船員労働委員会との統合など、機能を落とさずスリム化するという考え方もある。

(毛塚)

労働組合法改正については、取消訴訟を念頭に置いて、裁判所に対していかに説得的な救済命令を出すかということ、それから、事実認定を的確に行うということが目的で、紛争の解決に対する信頼性を高める必要があったのではないかと受け止めている。そして、この新しいシステムの中で、これまで労働委員会の委員として携わった方々の思いを、どう法理として定着させることができるかが問われている課題と感じている。

また、不当労働行為関係の紛争の根を取り、労使関係の安定を図るために努力するという本来の任務をもう少し一般の方にわかるように、利用しやすいように努力していただきたいと思う。

(宮里)

労働側代理人としての感想だが、労働委員会はいったん壊れた労使関係を復元させる機能について、大きな役割を果たしてきたと思う。

それだけに注文したいこともある。今回の労働組合法改正により審査の迅速化が期待されるが、迅速化は法律改正により当然に実現するというものではない。公益委員及び有能で経験を積んだ事務局員のサポートの努力や、労使双方の代理人の対応如何でそのような運用ができるかが重要だ。

二点目は、迅速化が自己目的とならないようにすべきだ。私は迅速化は、同時に充実した審査を意味すると考えている。複数組合の間で起こるような複雑な事件に時間がかかるのはある程度やむを得ないのであり、簡単に処理ができる事件かどうかの見極め、選別が重要となる。

最後に民事訴訟と同様に手続を進める傾向が、労働委員会にふさわしいかということに疑問がある。労使紛争の解決のアプローチが裁判所と違うのであるから、労働委員会らしい在り方、とりわけ三者構成の特徴を発揮すべきであると考えている。

(中山)

使用者側の代理人としてみると、労働委員会は、複数組合併存下の事件やJR事件など深刻かつ複雑な事件が多い中で、審査事件については和解による解決が6、7割程度あり、また調整事件も同様に高い解決率となっており、紛争処理機関として機能していると積極的に評価している。しかし、不当労働行為事件については、審査の進め方と命令の内容については問題があると思う。一つは審査の長期化であり、特に大都市の都道府県労委と中労委に顕著である。もう一つは、命令がいつ出るのか明示されないこと、出た命令が裁判所でかなり取り消されるという問題である。

これらの問題の是正については、今回の労働組合法の改正に期待をしている。特に争点整理による審査計画の策定と命令交付時期の明示の制度化は実務上も重要である。また、労働委員会の審査では和解を中心とする機能、すなわち調整的機能を重視しているところがあるが、使用者としては、不当労働行為という不名誉な言動が問題とされるのであるから、判定的機能を重視して審理を進めるべきであると考えている。労働委員会が審理により不当労働行為の有無について速やかに心証を形成すれば、かえって和解の促進にもなるのではないか。

それから、都道府県労働委員会の間、また中労委と都道府県労働委員会との間で、不当労働行為の法的判断基準が統一されていないという問題が見受けられるので、その統一を図ってほしい。

2 これから期待される労働委員会

(中山)

労働委員会について、私は、個別的労働紛争については都道府県労働局や労働審判に委ねて、労働委員会は集团的労使紛争に専念すべきだと思う。また、事件の少ない委員会は統合なども視野に入れるべきであり、逆に東京や大阪など、事件数が多いところは中労委のように部会制や一部常勤委員を導入することも検討するべきではないかと思う。

(宮里)

労働委員会の審査には判定的機能と調整的機能の両面があるが、私は労働委員会は労使紛争の早期の解決という任務を考えると、可能な限り調整的機能を重視してもらいたいと強く思っている。労働組合が組織化を進める中で、使用者が労働組合に対して依然として抵抗感があることから、これに関係する不当労働行為事件は起こると思うので、労働委員会の調整的機能や、労働教育的機能が重要になると思う。

また、事件数の減少については、短期間に問題の解決が図られ、かつ有意義な解決ができるということがわかれば、労働委員会にアクセスしてくる労働組合が多くなるのではないかと考える。

(毛塚)

事件が来たら処理してあげます、という姿勢では、労使紛争処理機関として限界がある。出張サービスをして集团的労使関係をケアする、そういうトータルな集团的紛争解決機関という意識を持って、今後はアクセスメリットのある紛争解決機関として労働委員会が整備されるよう、検討してもらいたい。

(杉山)

労使の参与委員というのは、現行法ではその地位が曖昧になっているのではないかと感じている。労働法的にどうあるべきかを論じて、できれば法律や規則を改正するなどして、我々の立場をはっきりさせてほしい。

(佐藤)

事件数が少ない労働委員会の話が出たが、そういうところはスタッフが過小な中でがんばっていることも理解してほしい。

集团的労使紛争の数自体は減らないと考えている。理由は、従来の地方公務員について地方独立行政法人へ移行したり、国家公務員の日本郵政公社が民営化されること、重要な事件の合同労組への駆け込み訴えが減らないこと、などである。

また、審査については、調整的機能は重視すべきだ。審査手続をこれ以上厳格にするのは使い勝手が悪くなると考えており、反対である。

(菅野)

私も審査の調整的機能、すなわち和解機能は重視をしていて、今回の労働組合法改正もその強化を図っている。和解で解決すべきときは和解を追求すべきだと思う。

労働審判制度導入後の展望としては、労働審判は個別労働紛争、集团的労使紛争は労働委員会にという棲み分けはあるが、実際は重なるところがあると思う。ただ、難事件、大型事件、長年の労使対立が背景にあるような事件は、多くのものが労働審判になることはないし、民事訴訟で権利確定をもって解決するというのは難しい。そういうときこそ労働委員会として労使委員が中に入り解決するのが望ましいと思う。また、労働委員会が、個別労働紛争を含めて、他の機関に比べて懇切丁寧な紛争解決をするという機能もあると思う。

3 まとめ

(中山)

当事者である使用者にとって、紛争解決機関としての魅力はスピードにあり、労働委員会においてもとにかく早く結論が出せるように処理することを考えてもらいたい。

(宮里)

今後施行される労働審判制度と労働委員会が比較されるだろうから、今回の労働組合法の改正により目に見える形で変わったという運用実績が出せるのか、非常に重要な問題である。

(毛塚)

改正労働組合法はいろいろ議論を経て出た法律だから、その成果が具体的に出るよう期待している。

(杉山)

実際労働委員会の仕事をしていると労働委員会なりのいいところもあることを実感する。この機能が生きるよう、制度作りをし、運営していただきたいと思う。

(佐藤)

圧倒的多数の労働組合の域外にいる労働者とどう協働していくかが、今労働委員会に問われている。

(菅野)

労働審判の労使審判員は中立で職業裁判官と同様の倫理と権限が求められる。労働委員会の労使参与委員はそうではなく、激しい労使対立をほぐすように、当事者の意向もよく聴き、説得をしてくれるありがたい役割だ。意見の開陳に当たっては公益的観点もさることながら、長年のご経験も踏まえた意見をいただける。労働委員会の強みはそこにある。

労働組合法改正の施行が一段落すると、労働委員会制度は、全体的な見直しの時期は来るかもしれないけれども、今後の課題は、おそらく企業内労使紛争の制度や機能のあり方、それに対する関与が課題となるのではないかと考えている。

(藤田)

労働委員会については、労使関係の復元に寄与しているなど、比較的積極的な評価が披露された。一方、消極的評価としては、やはり迅速処理の問題である。労働委員会の審理の迅速化について格段の努力が必要だ。それと信頼性の向上の問題だ。権利義務の確定をする裁判所と、将来へ向かって労使関係を作る労働委員会では処理の姿勢に違いが出るのはやむを得ないが、両者があまりに乖離するのは信頼性に影響が出てくる。

将来のビジョンについては、集団的労使紛争に特化すべきという考え方と、個別労働紛争にもコミットすべきとの考えが披露された。そして、判定的機能と調整的機能の問題については、調整的機能を重視すべきとの意見がある一方、和解重視は否定しないものの、判定的機能があるために調整的機能が有効に発揮できるという見方もあった。

労働組合法改正については、労使双方から労働委員会が信頼を勝ちとることが前提として必要であって、いろいろな批判に対して謙虚に耳を傾ける必要があると思う。

本日はいろいろ皆様から御提言いただいた。これを基に、我々は将来の労働委員会制度の発展のため、努力をしていくべきだと考えている。